



令和元年 7 月 25 日
午後 8 時 45 分
第十管区海上保安本部

中国海洋調査船「業治錚（ギョウ ジ ソウ）」の視認について (第 1 報)

- 1 本日午後 3 時零分頃、しょう戒中の当庁巡視船が、男女群島女島の西約 1 2 0 キロメートルの我が国排他的経済水域内において、航行中の中国海洋調査船「業治錚」がワイヤー様のものを海中へ延ばしているのを確認したことから、我が国排他的経済水域において、我が国の同意を得ない海洋の科学的調査等を実施することは認められない旨の中止要求を無線にて実施しました。
- 2 午後 7 時 13 分頃、同調査船は、男女群島女島の西約 1 6 1 キロメートルの日中の地理的中間線を西向け航過しました。
- 3 以後、同調査船の動静に特異動向が認められなければ、本報をもって最終報とします。

別添

